

#### 「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の記入等についての注意

- 記入要領、記載例及び留意事項を参照の上、該当欄に必ず記入してください。
  - すべての記入が終わりましたら2枚とも事務組合に提出してください。事務組合から「労働保険料等納入通知書」（組様式第7号（甲））により保険料等の納入の通知をいたします。

③、④及び⑤…「事業の名称」、「事業の所在地」及び「事業主の氏名」を記入してください。

⑥…「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」を作成した方の氏名を記入してください。

⑦…事業の概要（製品名、製造工程等）を具体的に記入してください。

⑪…当該年4月1日から翌年3月31日までに使用した労災保険対象労働者の数（各月末（賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日）の数）と雇用保険対象被保険者の数及び賃金の総額を各欄の区分により記入し、その合計（⑥欄及び⑦欄には、⑧欄及び⑨欄の1,000円未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記入し、⑩+⑪欄には、⑫欄の額に⑬の⑭欄の額を加えた額を記入し、⑮欄には、⑯欄の額を記入してください。）をそれぞれの欄に記入してください。

なお、合計欄の平均労働者数等については、次により記入してください。

(1) 「1ヵ月平均使用労働者数」欄には、当該年度中の1ヵ月平均使用労働者数（小数点以下4桁）があるときは、これを切り捨てた数)

当該年度の各月末（賃金締切日がある場合には  
月末直前の賃金締切日）の使用労働者数の合計

12（ただし、当該年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数）  
を記入してください。

⑫…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の承認されている給付基礎日額及び保険料算定基礎額を、⑮欄には、その合計額（1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を記入してください。

⑭…各欄は次により記入してください。

(1) 次年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の50／100以上、200／100以下の場合には、「⑨ 合計」欄に「前年度と同額」と記入し、①欄から⑤欄までは記入しないでください。

(2) 賃金総額の見込額が $500/1000$ 未満、 $2000/1000$ 超になる場合は、①欄は次年度における1日平均被保険者の見込数（延滞使用労働者数を所定労働日数で除したもの）を、②欄は次年度における1ヶ月平均被保険者の見込数（使用労働者全員が雇用保険法の適用を受ける場合は、前記①欄の1日平均使用労働者の見込数）を、③欄は、次年度の支

⑨…雇用保険に係る保険関係が成立している事業で、次の事業（以下「特掲事業」という）に該当する場合にはイを○で、特掲事業に該当しない場合にはロを○で囲んでください。

（1）土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業（園芸サービスの事業は除く）。

（2）動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（牛馬の飼育、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く）。

（3）土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業（以下「建設の事業」という）。

⑩…労働保険の延納（分納納付）の申請を希望する場合にはイを○で、希望しない場合には口を○で囲んでください。

⑯③~⑯⑨中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の給付基礎日額(変更申請をする予定のときは、その改定を希望する額)及び保険料算定基礎額を、①欄には、保険料算定基礎額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入し、①+②欄には、①欄の額に⑯⑨の①欄の額を加えた額を記入してください。

## [ 留意事項 ]

労働保険料等の算定に当たっては、対象となる賃金総額を正確に把握することが大切です  
ので、次の事項に留意して「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」を作成してください。

### 労 働 者

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者  
をいいます。なお、具体的な取扱いについては、次の事項を参照してください。

区分	労 災 保 険	雇 用 保 険
法 人の 役 員 等	<p>① 法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事实上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その代償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。</p> <p>② 法令又は定款の規定によっては業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規定によって業務執行権を有する者と認められる者は「労働者」として取り扱いません。</p> <p>③ 監査役及び監事は法令上使用人を兼ねることを得ないものとされていますが、事实上一般的労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合には、「労働者」として取り扱います。</p>	<p>原則として被保険者となります。</p> <p>取締役で部長・工場長等の職にあって従業員としての身分があり、給与支払の面からみても労働者の性格が強く、雇用関係が明確な者は被保険者となります。</p> <p>ただし監査役、監事は除きます。</p> <p>法人の代表者と同居している親族については、通常の被保険者の場合の判断と異なるものではありませんが、事業の規模が零細である場合は、形式的には法人であっても、実質的には代表者の個人事業と同様と認められる場合もあると考えられ、この場合は、通常は事業主と利益を一にしていると思われる所以、個人事業主と同居の親族の場合と同様、原則として被保険者としません。</p>
同 居 の 親 族	<p>同居の親族は原則として労災保険上の「労働者」に該当しませんが、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ、次の条件を満たすものについては、労災保険上の「労働者」として取り扱います。</p> <p>① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>② 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に(i)始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等及び(ii)賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること</p> <p>③ 事業主と利益を一にする地位(役員等)になうこと</p>	<p>原則として被保険者となります。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となります。が、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること</p> <p>②就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切、及び支払いの時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること</p> <p>③事業主と利益を一にする地位(役員等)になうこと</p>
短 時 間 タイム ジョブ 者	すべて「労働者」として対象となります。	<p>次の一いずれにも該当するもので、その者の労働時間、その他の労働条件が就業規則(就業規則の届出義務が課せられていない事業所にあっては、それに準ずる規定等)において明確に定められていると認められる場合は、被保険者となります。</p> <p>①1週間の労働時間が20時間以上</p> <p>②反復継続して就労する者(31日以上継続して雇用されることが見込まれる者)</p>
派 遣 労 働 者	すべて「労働者」として対象となります。	<p>登録型派遣労働者については、同一の派遣元において、次のいずれにも該当するものについては、被保険者となります。</p> <p>①1週間の労働時間が20時間以上</p> <p>②反復継続して派遣就労する者(31日以上継続して同一派遣元に雇用されることが見込まれる者等)</p>
ア ル バ イ ト	すべて「労働者」として対象となります。	反復継続して就労せず、その者の受けれる賃金が家計の補助的なものは被保険者の対象となりません。
労 高 働 年 者 齢	すべて「労働者」として対象となります。	年齢に制限なく、雇用保険の適用対象になります。(短期雇用例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。) ただし、64歳以上の高齢労働者については、令和元年度までは雇用保険の保険料が免除されます。

### 賃金総額

賃金とは、賃金、給与、手当、賞与など名称のいかんを問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には、労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払が事業主に義務づけられているものです。

また、現物給付については、原則として所定の現金給与の代わりに支給するもの、つまり、その支給によって現金給付が減額されるものや労働協約において支給が約束されているものは賃金となります。

このような現物給付でも、代金を徴収するものや福利厚生とみなされるものは原則として賃金とはなりません。

なお、下の「労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表(例示)」を参照してください。

### 労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表(例示)

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの
○基本給・固定給等基本賃金	○休業補償費(法定額を上回る差額分を含む)
○超過勤務手当・深夜手当・休日手当等	○結婚祝金
○扶養手当・家族手当等	○死亡弔慰金
○宿直、日直手当	○災害見舞金
○役職手当・管理職手当等	○解雇予告手当(労働基準法第20条の規定に基づくもの)
○地域手当(寒冷地手当、地方手当等)	○年功慰労金
○住宅手当	○出張旅費・宿泊費等(実費弁償的なもの)
○教育手当	○制服(交通従業員の制服、工具の作業服等、業務上必要なもの)
○単身赴任手当	○会社が全額負担する生命保険の掛金(従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの)
○技能手当	○財産形成貯蓄のための事業主が負担する奨励金等(労働者財産形成促進法に基づく労働者の財産形成貯蓄を援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等)
○特殊作業手当(危険有害業務手当、臨時緊急業務手当等)	○住居の利益(一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合)
○奨励手当(精・皆勤手当等)	○退職金(退職を事由として支払われるものであって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの)
○物価手当	
○調整手当	
○賞与	
○通勤手当(非課税分を含む)	
○定期券、回数券等	
○休業手当(労働基準法第26条の規定に基づくもの)	
○創立記念日等の祝金(恩恵的なものではなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合)	
○チップ(奉仕料の配分として事業主から受けるもの)	
○雇用保険料その他社会保険料(労働者の負担分を事業主が負担する場合)	
○住居の利益(社宅等の貸与を行っている場合のうち貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合)	
○いわゆる前払い退職金(労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされるもの)	
○社会保険適用促進手当	

不明な点は

へお問い合わせ下さい

## 労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (事業主控)

① 労働保険 番号	府県 所管	管轄	基幹番号	枝番号
-----------------	----------	----	------	-----

② 雇用保険 事業所番号				
--------------------	--	--	--	--

③ 事業の名称 TEL ( )  
〒 ( - )

④ 事業の所在地

⑤ 事業主の氏名 ⑥ 作成者氏名

⑦ 事業の概要(具体的に記入してください。)
------------------------

⑨ 特掲事業 イ. 該当する <input type="checkbox"/> ロ. 該当しない <input type="checkbox"/>
⑩ 令和 年度概算の延納 イ. する <input type="checkbox"/> ロ. しない <input type="checkbox"/> (分割納付(3回)) (一括納付(1回))

(II) 令和 年度 確 定 賃 金 総 額											
区分 月別内訳	労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金						雇用保険対象被保険者数及び賃金				
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者 <small>業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等(裏面参照)</small>	(3) 臨時労働者 <small>(パートタイマー、アルバイト等)</small>	(4) 合計 <small>((1)+(2)+(3))</small>	(5) 被保険者 <small>日雇労働被保険者に支払った賃金を含む。 なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く(裏面参照)</small>	(6) 役員で被保険者扱いの者 <small>給与支払等の面からみて労働者の性格の強い者(裏面参照)</small>	(7) 合計 <small>((5)+(6))</small>				
令和年4月	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
5月											
6月											
7月											
8月											
9月											
10月											
11月											
12月											
令和年1月											
2月											
3月											
賞与等年月											
年月											
年月											
合計											
⑫ 令和 年度 確 定	特別加入者 承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額	⑬ 令和 年度 概 算	希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	⑭ 令和 年度 賃金総額の見込み額	劳災保険	雇用保険	予備欄		
円	円		円	円	円	① 常時使用者数	人	人			
円	円		円	円	円	② 雇用保険被保険者数	人	人			
円	円		円	円	円	③ 支払賃金総額の見込額	円	円			
円	円		円	円	円	④ 賞与等臨時支払賃金の見込額	円	円			
	⑤ 合計 千円	合計 千円	(①+②) 千円	⑥ 合計 千円	⑦ 合計 千円	⑧ 合計 千円	⑨ 合計 千円	⑩ 合計 千円			

## 労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (事務組合控)

① 労働保険 番号	府県 所管	管轄	基幹番号	枝番号
-----------------	----------	----	------	-----

② 雇用保険 事業所番号				
--------------------	--	--	--	--

③ 事業の名称 TEL ( )  
〒 ( - )

④ 事業の所在地

⑤ 事業主の氏名 ⑥ 作成者氏名

⑦ 事業の概要(具体的に記入してください。)
------------------------

⑨ 特掲事業 イ. 該当する <input type="checkbox"/> 口. 該当しない <input type="checkbox"/>
⑩ 令和 年度概算の延納 イ. する <input type="checkbox"/> 口. しない <input type="checkbox"/> (分割納付(3回)) (一括納付(1回))

区分 月別内訳	⑪ 令和 年度 確 定 賃 金 総 額							
	労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金				雇用保険対象被保険者数及び賃金			
(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者 <small>業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等(裏面参照)</small>	(3) 臨時労働者 <small>(パートタイマー、アルバイト等)</small>	(4) 合計 <small>((1)+(2)+(3))</small>	(5) 被保険者 <small>日雇労働被保険者に支払った賃金を含む。 なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く(裏面参照)</small>	(6) 役員で被保険者扱いの者 <small>給与支払等の面からみて労働者的性格の強い者(裏面参照)</small>	(7) 合計 <small>((5)+(6))</small>		
令和年4月	人	円	人	円	人	円	人	
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
令和年1月								
2月								
3月								
賞与等年月								
年月								
年月								
合計					1カ月平均使用労働者数 人 (b) (b)+(h)	円 千 千	1カ月平均被保険者数 人 (d) (g)(d)	円 千円 千円
⑫ 令和 年度 確 定	特別加入者 承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額	⑬ 令和 年度 概 算	希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	⑭ 令和 年度 賃金総額の見込み額	予備欄	
円	円	円	円	円	円	人		
円	円	円	円	円	円	人		
円	円	円	円	円	円	円		
円	円	円	円	円	円	円		
	⑯ 千円	合計	(①+②) 千円	① 千円	⑦ 合計	⑧ (⑨+⑩) 千円	⑨ (⑪+⑫) 千円	